

J Aバンクは、お客様の声を誠実に受け止めます

当組合では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、J Aバンク（貯金やお借入など）に関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた苦情等については、定期的に当組合経営陣に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

まずは、当組合の窓口または以下の部署へお申し出ください。

J A青森（青森農業協同組合） 信用部

住 所 〒038-0058 青森市大字羽白字富田190-4

電話番号 017-763-2013 FAX 017-787-0111

受付時間 9:00～16:00（金融機関休業日を除きます）

受付媒体 電話、FAX、手紙、面談

- 4 当組合の他に、J Aバンク相談所でも、J Aバンクに関するご相談・苦情をお電話にてお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご理解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。なお、個別のお取引内容や手続き、貯金・融資等の具体的な条件・商品内容・手数料等のお問い合わせにつきましては、J Aバンク相談所ではお答えできないこともございますので、当組合の窓口にお問い合わせください。

J Aバンク相談所

[一般社団法人 J Aバンク・J F マリンバンク相談所内]

電話番号 03-6837-1359

受付時間 9:00～17:00（金融機関休業日を除きます）

※お客様の個人情報は、苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 5 仙台弁護士会および東京三弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会）が設置・運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合「信用部」または上記 J Aバンク相談所へお申し出ください。

なお、東京三弁護士会へは直接申立ていただくことも可能です。

名 称	仙台弁護士会 紛争解決支援センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒980-0811 仙台市青葉区一番町 2-9-18 仙台弁護士会館内	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3（弁護士会館内）		
電話番号	J Aバンク相談所（03-6837-1359）を通じてのご利用となります（直接申立不可）。	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間		月～金（祝日、年末年始 除く） 9:30～12:00、 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始 除く） 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始 除く） 9:30～12:00、 13:00～17:00

また、東京三弁護士会が設置・運営する紛争解決センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法がありますが、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ東京三弁護士会、J Aバンク相談所にお尋ねください。

<現地調停>

東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。例えば、お客様は、青森県弁護士会や秋田弁護士会、岩手弁護士会にお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことで、手続を進めることが可能です。

<移管調停>

東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。例えば、お客様にアクセスがより便利な弁護士会が移管調停に対応している場合、その弁護士会に事件を移管した後、当該弁護士会で手続を進めることが可能です。

- 6 当組合は、下図のような態勢でお客様からの声を真摯に受け止め、関係部署・外部機関と必要に応じて連携しつつ、事実関係を十分に把握し、迅速かつ適切に対応することで、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

